

競争入札における最低制限価格制度について

多賀町では、一般競争入札または指名競争入札に付する建設工事について、原則、最低制限価格を設け、案件ごとの最低制限価格については入札執行後に公表（事後公表）しておりますが、この度、最低制限価格の算定方法を中央公契連モデルに準じた方式に改めることとします。併せて、建設工事関連業務委託および建設工事関連委託業務以外の委託業務に係る最低制限価格制度を導入します。最低制限価格の算出方法については、次のとおりです。

なお、本方式は令和7年4月1日以降に行う入札公告または入札通知から適用します。

1. 建設工事について

【範囲】

予定価格の10分の7.5から10分の9.2まで

【計算式】

以下の基準により求められた金額に係数 α を乗じて得た金額とします。（係数 α は非公開とします。）

・直接工事費	0.97
・共通仮設費	0.90
・現場管理費	0.90
・一般管理費等	0.68

※令和4年3月4日付で見直された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準じます。

※特別なものについては、上記の計算式にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲で定めます。

2. 建設工事関連委託業務

【範囲】

測量業務	予定価格の10分の6から10分の8.2まで
地質調査	予定価格の3分の2から10分の8.5まで
上記以外	予定価格の10分の6から10分の8.1まで

【計算式】

以下の①～④の計に係数 α を乗じて得た金額とします。（係数 α は非公開とします。）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9.0を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

特別なものについては、上記の計算式にかかわらず、業務ごとに定められた上記の範囲の中で定めます。

3. 建設工事関連委託業務以外の委託業務

予定価格の10分の7